|  |
| --- |
| 様式 |

社会福祉施設避難確保計画

対象災害：水害（洪水）

【施設名：　　　　　　　　】

令和　　年　　月　作成

※　様式２は、対象となる災害のみを記入してください。

※　自衛水防組織を設置する場合と設置しない場合があるので、目次を参考に作成してください。

※　記入が終わったら、不要な行を削除してください。

様式編　目次

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 項　目 | 様式等 | ページ |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

|  |
| --- |
| 様式１ |

１　計画の目的

　　この計画は、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

　　また、作成した避難確保計画に基づいて安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教

育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して洪水に関する知識を深めるとともに、訓練等を通し

て課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。

２　計画の報告

　　計画を作成または必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を高原町長へ報

告する。

３　計画の適用範囲

　　この計画は、本施設に勤務または利用するもの全ての者に適用するものとする。

施設の状況

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平　日 | | 休　日 | |
| 利用者 | 施設職員 | 利用者 | 施設職員 |
| 昼　間 | 約　　名 | 約　　名 | 約　　名 | 約　　名 |
| 夜　間 | 約　　名 | 約　　名 | 約　　名 | 約　　名 |

　　　　　　　　　※　利用者は、最大の利用者数を記載（おおよその利用者数でもよい。）

　　　　　　　　　※　昼間は、通所部門と入所部門の合計人数を記載

　　　　　　　　　※　夜間は、入所部門の人数を記載

●　計画の見直し

　　避難訓練の結果や社会情勢の変化にともない定期的に見直すものとする。

●　事前休業の判断について

　　大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画的な運休が予定される場合、通所部門

　を臨時休業とする。または、午前　時の時点で、全県下または「　　　」に以下のいずれかが発表

されている場合は、通所部門を臨時休業とする。

１

|  |
| --- |
| 様式２ |

洪　水

４　防災体制

　　防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定めた統括責

　任者のもと、総括・情報班、避難誘導班が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

|  |
| --- |
| 活動内容 |

|  |
| --- |
| 対応班（要員） |

|  |
| --- |
| 体　制 |

|  |
| --- |
| 体制確立の判断時期 |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

レベル２　注意体制確立

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

レベル３　警戒体制確立

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

レベル４　非常体制確立

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
| レベル２　注意体制 |

※　判断時期は、気象情報、洪水警報及び避難情報等をもとに設定する。

　　避難情報等は、必ずしも発令されない場合があるので雨の降り方等により自主的な判断に

基づき体制を確立することも必要である。

・　災害モードへ気持ちを切り替える。

・　気象情報等の収集を行う。

↓

※　浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重複する地域では、避難情報等の発表・発令が早い情

報で避難体制を確立し、避難のタイミングを判断する必要がある。

|  |
| --- |
| レベル３　警戒体制 |

・　避難場所へ避難する準備を行う。　　　　大型台風

・　要配慮者の避難誘導を開始する。

　　　　 ↓

|  |
| --- |
| レベル４　非常体制 |

・　施設内全体の避難誘導を開始する。

２

|  |
| --- |
| 様式２ |

内　水

４　防災体制

　　防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定めた統括責

　任者のもと、総括・情報班、避難誘導班が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

|  |
| --- |
| 活動内容 |

|  |
| --- |
| 対応班（要員） |

|  |
| --- |
| 体　制 |

|  |
| --- |
| 体制確立の判断時期 |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

レベル２　注意体制確立

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

レベル３　警戒体制確立

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

レベル４　非常体制確立

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
| レベル２　注意体制 |

※　判断時期は、気象情報、水位到達情報及び避難情報等をもとに設定する。

　　避難情報等は、必ずしも発令されない場合があるので雨の降り方等により自主的な判断に

基づき体制を確立することも必要である。

・　災害モードへ気持ちを切り替える。

・　気象情報等の収集を行う。

↓

※　浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重複する地域では、避難情報等の発表・発令が早い情

報で避難体制を確立し、避難のタイミングを判断する必要がある。

|  |
| --- |
| レベル３　警戒体制 |

・　避難場所へ避難する準備を行う。　　　　大型台風

　　　　 ↓

|  |
| --- |
| レベル４　非常体制 |

・　避難誘導を開始する。

３

|  |
| --- |
| 様式２ |

高　潮

４　防災体制

　　防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定めた統括責

　任者のもと、総括・情報班、避難誘導班が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

|  |
| --- |
| 活動内容 |

|  |
| --- |
| 対応班（要員） |

|  |
| --- |
| 体　制 |

|  |
| --- |
| 体制確立の判断時期 |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

レベル２　注意体制確立

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

レベル３　警戒体制確立

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

レベル４　非常体制確立

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
| レベル２　注意体制 |

※　判断時期は、気象情報、水位到達情報及び避難情報等をもとに設定する。

　　避難情報等は、必ずしも発令されない場合があるので台風の進路等により自主的な判断に

基づき体制を確立することも必要である。

・　災害モードへ気持ちを切り替える。

・　気象情報等の収集を行う。

↓

※　浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重複する地域では、避難情報等の発表・発令が早い情

報で避難体制を確立し、避難のタイミングを判断する必要がある。

|  |
| --- |
| レベル３　警戒体制 |

・　避難場所へ避難する準備を行う。　　　　大型台風

・　要配慮者の避難誘導を開始する。

　　　　 ↓

|  |
| --- |
| レベル４　非常体制 |

・　施設内全体の避難誘導を開始する。

４

|  |
| --- |
| 様式２ |

津波到達時間が短い場合

４　防災体制

　　防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定めた統括責

　任者のもと、総括・情報班、避難誘導班が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

|  |
| --- |
| 活動内容 |

|  |
| --- |
| 対応班（要員） |

|  |
| --- |
| 体　制 |

|  |
| --- |
| 体制確立の判断時期 |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

注意体制確立

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

警戒体制確立

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

非常体制確立

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
| 注意体制 |

※　判断時期は、気象情報及び避難情報等をもとに設定する。

　　津波の場合では、避難情報等は、必ずしも発令されない場合があるので地震の大きさ等に

より自主的な判断に基づき体制を確立することも必要である。

・　災害モードへ気持ちを切り替える。

・　気象情報等の収集を行う。

↓

|  |
| --- |
| 警戒体制 |

・　避難場所へ避難する準備を行う。

　　　　 ↓

|  |
| --- |
| 非常体制 |

・　避難誘導を開始する。

５

|  |
| --- |
| 様式２ |

津波到達時間が長い場合

４　防災体制

　　防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定めた統括責

　任者のもと、総括・情報班、避難誘導班が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

|  |
| --- |
| 活動内容 |

|  |
| --- |
| 対応班（要員） |

|  |
| --- |
| 体　制 |

|  |
| --- |
| 体制確立の判断時期 |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

注意体制確立

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

警戒体制確立

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

非常体制確立

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
| 注意体制 |

※　判断時期は、気象情報及び避難情報等をもとに設定する。

　　津波の場合では、避難情報等は、必ずしも発令されない場合があるので地震の大きさ等に

より自主的な判断に基づき体制を確立することも必要である。

・　災害モードへ気持ちを切り替える。

・　気象情報等の収集を行う。

↓

|  |
| --- |
| 警戒体制 |

・　避難場所へ避難する準備を行う。

・　要配慮者の避難誘導を開始する。

　　　　 ↓

|  |
| --- |
| 非常体制 |

・　施設内全体の避難誘導を開始する。

６

|  |
| --- |
| 様式２ |

土砂災害

４　防災体制

　　防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定めた統括責

　任者のもと、総括・情報班、避難誘導班が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

|  |
| --- |
| 活動内容 |

|  |
| --- |
| 対応班（要員） |

|  |
| --- |
| 体　制 |

|  |
| --- |
| 体制確立の判断時期 |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

レベル２　注意体制確立

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

レベル３　警戒体制確立

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

レベル４　非常体制確立

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
| レベル２　注意体制 |

※　判断時期は、気象情報、土砂災害警戒情報及び避難情報等をもとに設定する。

　　雨の降り方や土砂災害の前兆現象等により自主的な判断に基づき体制を確立することも

必要である。

・　災害モードへ気持ちを切り替える。

・　気象情報等の収集を行う。

↓

※　浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重複する地域では、避難情報等の発表・発令が早い情

報で避難体制を確立し、避難のタイミングを判断する必要がある。

|  |
| --- |
| レベル３　警戒体制 |

・　避難場所へ避難する準備を行う。　　　　大型台風

・　要配慮者の避難誘導を開始する。

　　　　 ↓

|  |
| --- |
| レベル４　非常体制 |

・　施設内全体の避難誘導を開始する。

７

|  |
| --- |
| 様式３ |

５　情報収集・伝達

(1)　情報収集

　　 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 収集する情報 | 情報の例示 | 収集方法 |
| 防災気象情報 | 気象情報、津波情報 |  |
| 洪水予報、水位到達情報 |  |
| 土砂災害警戒情報 |  |
| 高齢者等避難、避難指示 |  |
| その他 | 施設周辺の浸水状況 |  |
| 排水施設の稼働状況 |  |
| 施設周辺における土砂災害の前兆現象 |  |

※　停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話等を活用して情報収集を行う。

これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

※　提供される情報に加え、雨の降り方や施設周辺に危険な状況が迫っていないかを施設内から確認

を行う。

(2)　情報伝達

　 ①　「施設内緊急連絡網」に基づき、電話・メール等を用いて体制の確立状況や気象情報等を施

設内関係者間で情報の共有を図る。

　　②　高原町役場への連絡先は、「総務課危機管理係」（４２－２１１２）とする。

８

|  |
| --- |
| 様式４ |

６　避難誘導

(1)　避難場所、移動距離及び手段

浸水深が大きく、施設全体が浸水するおそれがある場合、浸水継続時間が長く、長期的に孤

立するおそれがある場合、家屋倒壊等氾濫想定区域に位置する場合は立退き避難（水平避難）

する。関連施設等への避難も選択肢の一つである。利用者に合わせて移動手段に配慮する。避

難場所への立退き避難（水平避難）が危険な場合は、近隣の安全な場所や建物のより安全な部

屋等へ移動する。

ア　立退き避難（水平避難）を行う場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 避難場所名称 | 移動距離 | 移動手段 | |
| 徒歩 | 車両 |
| 施設名（洪水） |  | ｍ | □ | □　　台 |
| 施設名（内水） |  | ｍ | □ | □　　台 |
| 施設名（高潮） |  | ｍ | □ | □　　台 |
| 施設名（津波） |  | ｍ | □ | □　　台 |
| 施設名（土砂災害） |  | ｍ | □ | □　　台 |

　　立退き避難（水平避難）の場合の避難場所１（浸水想定区域外の関連施設等）

　　立退き避難（水平避難）の場合の避難場所２（指定緊急避難場所）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 避難場所名称 | 移動距離 | 移動手段 | |
| 徒歩 | 車両 |
| 施設名（洪水） |  | ｍ | □ | □　　台 |
| 施設名（内水） |  | ｍ | □ | □　　台 |
| 施設名（高潮） |  | ｍ | □ | □　　台 |
| 施設名（津波） |  | ｍ | □ | □　　台 |
| 施設名（土砂災害） |  | ｍ | □ | □　　台 |

イ　屋内安全確保（垂直避難）を行う場合

　　屋内安全確保（垂直避難）の場合

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 施設名称 | 避難階 | 移動手段 |
| 屋内安全確保（洪水） |  | 階 |  |
| 屋内安全確保（内水） |  | 階 |  |
| 屋内安全確保（高潮） |  | 階 |  |
| 屋内安全確保（津波） |  | 階 |  |
| 施設名（土砂災害） |  | 階 |  |

ウ　近隣の安全な場所

　　立退き避難（水平避難）、屋内安全確保（垂直避難）が困難な場合、近隣の安全な場所

「　　　　　　」に避難するものとする。

(2)　避難経路

　　 避難場所までの避難経路は、【施設周辺の避難地図】のとおりとする。

　　避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものと

する。

９

|  |
| --- |
| 様式５ |

７　避難の確保を図るための施設の整備

　　情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材一覧

（例）」に示すとおりである。

　これらの資器材については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧（例）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 備　蓄　品 |
| 情報収集・伝達 |  |
| 避難誘導 |  |
| 施設内の一時避難 |  |
| 衛生器具 |  |
| 医薬品 |  |
| その他 |  |

９

８　防災教育及び訓練の実施

(1)　毎年　月に、新規採用の施設職員を対象に研修を実施する。

(2)　毎年　月に、全施設職員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

(3)　その他、年間の教育及び訓練計画を毎年　月に作成する。

１０

|  |
| --- |
| 様式６ |

９　自衛水防組織の業務に関する事項

(1)　別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。

(2)　自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

　 ①　毎年　月に、新規の自衛水防組織の構成員を対象に研修を実施する。

　 ②　毎年　月に、自衛水防組織の構成員を対象に避難誘導・情報伝達等に関する訓練を実施す

る。

(3)　自衛水防組織の報告

　　 自衛水防組織を変更したときは、水防法第１５条の３第７項に基づき、遅滞なく、当該計画を

高原町長へ報告する。

１１

|  |
| --- |
| 様式７ |

１０　防災教育及び訓練の年間計画

避難確保計画の作成＝防災体制の確立

施設職員への防災教育

〇　避難確保計画の情報共有

〇　過去の被災経験や災害に対する知恵の伝承

　等

　　月　　日

利用者への防災教育

〇　水害・土砂災害の危険性や避難場所の確認

〇　緊急時の対応等に関する保護者・家族等へ

の説明　等

　　月　　日

　　通所部門

情報伝達訓練

〇　施設職員の緊急連絡網の試行

〇　保護者・家族等への情報伝達手段（メール・電話等）の確認、情報伝達の試行　等

　　月　　日

保護者・家族等への引き渡し訓練

〇　施設職員の緊急連絡網の試行

〇　連絡後、全利用者を保護者・家族等に引き

渡すまでに係る時間の計測　等

　　月　　日

　　入所部門

情報伝達訓練

〇　施設職員の緊急連絡網の試行

〇　保護者・家族等への情報伝達手段（メー

ル・電話等）の確認、情報伝達の試行　等

　　月　　日

施設職員の非常参集訓練

〇　施設職員の緊急連絡網の試行

〇　連絡後、施設職員の参集にかかる時間の計

測　等

　　月　　日

避難訓練

〇　防災体制と役割分担の確認、試行

〇　施設から避難場所までの移動にかかる時間

の計測　等

　　月　　日

避難確保計画の更新

〇　避難訓練の実施に基づき、必要に応じ避難

確保計画を見直します。

　　月　　日

１２

|  |
| --- |
| 様式８ |

既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

１１　利用者緊急連絡先一覧表

１３

|  |
| --- |
| 様式９ |

既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

１２　緊急連絡網

|  |
| --- |
| 様式10 |

既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

１３　外部機関等の緊急連絡先一覧表

１４

|  |
| --- |
| 様式11 |

既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

１４　対応別避難誘導一覧表

１５

|  |
| --- |
| 様式12 |

１５　防災体制一覧表

管理権限者（　　　　　　　　　）（代行者　　　　　　　　　　）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報収集伝達要員 | 担当者 | 役　割 |
| 班長（　　　　　　）  班員（　　）名  ・　○○　○○  ・　○○　○○ | □　洪水予報等の情報収集  □　情報内容の記録  □　館内放送等による情報伝達  □　関係者及び関係機関との連絡 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 避難誘導要員 | 担当者 | 役　割 |
| 班長（　　　　　　）  班員（　　）名  ・　○○　○○  ・　○○　○○ | □　避難誘導の実施  □　未避難者、要救助者の確認 |

１６

|  |
| --- |
| 別添 |

自衛水防組織活動要領

（自衛水防組織の編成）

第１条　管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保する

ため、自衛水防組織を編成するものとする。

２　自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1)　統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織

　 を統括する。

(2)　統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限

　 を有する。

３　管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行す

　るために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

４　自衛水防組織に、班を置く。

(1)　班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2)　各班の任務は、別表１に掲げる任務とする。

(3)　災害時には、防災対策室（　　会議室）を自衛水防組織の活動拠点とする。

（自衛水防組織の運用）

第２条　管理権限者は、施設職員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員

の確保及び施設職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

２　特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日、夜間に在館する施設職

　員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の施

　設職員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

３　管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や施設職員等の非常参集計画を定めるも

　のとする。

（自衛水防組織の装備）

第３条　管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努

めなければならない。

(1)　自衛水防組織の装備品は、別表２「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(2)　自衛水防組織の装備品については、適正な保管に努めるとともに、定期的な点検を行い、

　　常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第４条　自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動等を行う

ものとする。

付則

　　この要綱は、令和　　年　　月　　日から施行する。

１７

|  |
| --- |
| 別表１ |

自衛水防組織の編成と任務

統括管理者（　　　　　　　　　）（代行者　　　　　　　　　　）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 総括・情報班 | 担当者 | 役　割 |
| 班長（　　　　　　）  班員（　）名  ・  ・ | □　状況の把握  □　洪水予報等の情報の収集  □　情報内容の記録  □　館内放送等による情報伝達  □　関係者及び関係機関との連絡 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 避難誘導班 | 担当者 | 役　割 |
| 班長（　　　　　　）  班員（　）名  ・  ・ | □　避難誘導の実施  □　未避難者、要救助者の確認 |

|  |
| --- |
| 別表２ |

自衛水防組織装備品リスト

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 装備品 |
| 総括・情報班  避難誘導班 | 名簿（施設職員、利用者等）  様式５「避難確保資器材一覧（例）」に掲げるもの。 |

１８

|  |
| --- |
| 別紙 |

【施設周辺の避難地図】

　洪水時の避難場所、避難経路は以下のものとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 立退き避難 | | 屋内安全確保 |
| 避難場所１ | 避難場所２ |
| 洪　水 |  |  |  |
| 内　水 |  |  |  |
| 高　潮 |  |  |  |
| 津　波 |  |  |  |
| 土　砂 |  |  |  |

※　施設の位置、避難場所の位置、避難経路、移動手段（徒歩・自動車等）を記載

　　避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものと

　する。

１９

|  |
| --- |
| 様式 |

学校避難確保計画

対象災害：水害（洪水）

【施設名：　　　　　　　　】

令和　　年　　月　作成

※　様式２は、対象となる災害のみを記入してください。

※　自衛水防組織を設置する場合と設置しない場合があるので、目次を参考に作成してください。

※　記入が終わったら、不要な行を削除してください。

様式編　目次

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 項　目 | 様式等 | ページ |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

|  |
| --- |
| 様式１ |

１　計画の目的

　　この計画は、本施設の幼児・児童・生徒の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的

とする。

　　また、作成した避難確保計画に基づいて安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教

育や訓練を行い、施設の職員や幼児・児童・生徒に対して洪水に関する知識を深めるとともに、訓

練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。

２　計画の報告

　　計画を作成または必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を高原町長へ報

告する。

３　計画の適用範囲

　　この計画は、本施設に勤務または利用するもの全ての者に適用するものとする。

施設の状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平　日 | | 休　日 | | |
| 幼児・児童・生徒 | 施設職員 | 幼児・児童・生徒 | 施設職員 |
| 昼　間 | 約　　名 | 約　　名 | 約　　名 | 約　　名 |
| 夜　間 | 約　　名 | 約　　名 | 約　　名 | 約　　名 |

　　　　※　幼児・児童・生徒数は、最大数を記載（おおよその幼児・児童・生徒数でもよい。）

　　　　※　昼間は、通所部門と入所部門の合計人数を記載

　　　　※　夜間は、入所部門の人数を記載

●　計画の見直し

　　避難訓練の結果や社会情勢の変化にともない定期的に見直すものとする。

●　事前休業の判断について

　　大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画的な運休が予定される場合、臨時休業とする。午前　時の時点で、全県下または「　　　」に以下のいずれかが発表されている場合は、

臨時休業とする。

１

|  |
| --- |
| 様式２ |

洪　水

４　防災体制

　　防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定めた統括責

　任者のもと、総括・情報班、避難誘導班が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

|  |
| --- |
| 活動内容 |

|  |
| --- |
| 対応班（要員） |

|  |
| --- |
| 体　制 |

|  |
| --- |
| 体制確立の判断時期 |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

レベル２　注意体制確立

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

レベル３　警戒体制確立

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

レベル４　非常体制確立

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
| レベル２　注意体制 |

※　判断時期は、気象情報、洪水警報及び避難情報等をもとに設定する。

　　避難情報等は、必ずしも発令されない場合があるので雨の降り方等により自主的な判断に

基づき体制を確立することも必要である。

・　災害モードへ気持ちを切り替える。

・　気象情報等の収集を行う。

↓

※　浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重複する地域では、避難情報等の発表・発令が早い情

報で避難体制を確立し、避難のタイミングを判断する必要がある。

|  |
| --- |
| レベル３　警戒体制 |

・　避難場所へ避難する準備を行う。　　　　大型台風

・　要配慮者の避難誘導を開始する。

　　　　 ↓

|  |
| --- |
| レベル４　非常体制 |

・　施設内全体の避難誘導を開始する。

２

|  |
| --- |
| 様式２ |

内　水

４　防災体制

　　防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定めた統括責

　任者のもと、総括・情報班、避難誘導班が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

|  |
| --- |
| 活動内容 |

|  |
| --- |
| 対応班（要員） |

|  |
| --- |
| 体　制 |

|  |
| --- |
| 体制確立の判断時期 |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

レベル２　注意体制確立

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

レベル３　警戒体制確立

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

レベル４　非常体制確立

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
| レベル２　注意体制 |

※　判断時期は、気象情報、水位到達情報及び避難情報等をもとに設定する。

　　避難情報等は、必ずしも発令されない場合があるので雨の降り方等により自主的な判断に

基づき体制を確立することも必要である。

・　災害モードへ気持ちを切り替える。

・　気象情報等の収集を行う。

↓

※　浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重複する地域では、避難情報等の発表・発令が早い情

報で避難体制を確立し、避難のタイミングを判断する必要がある。

|  |
| --- |
| レベル３　警戒体制 |

・　避難場所へ避難する準備を行う。　　　　大型台風

　　　　 ↓

|  |
| --- |
| レベル４　非常体制 |

・　避難誘導を開始する。

３

|  |
| --- |
| 様式２ |

高　潮

４　防災体制

　　防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定めた統括責

　任者のもと、総括・情報班、避難誘導班が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

|  |
| --- |
| 活動内容 |

|  |
| --- |
| 対応班（要員） |

|  |
| --- |
| 体　制 |

|  |
| --- |
| 体制確立の判断時期 |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

レベル２　注意体制確立

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

レベル３　警戒体制確立

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

レベル４　非常体制確立

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
| レベル２　注意体制 |

※　判断時期は、気象情報、水位到達情報及び避難情報等をもとに設定する。

　　避難情報等は、必ずしも発令されない場合があるので台風の進路等により自主的な判断に

基づき体制を確立することも必要である。

・　災害モードへ気持ちを切り替える。

・　気象情報等の収集を行う。

↓

※　浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重複する地域では、避難情報等の発表・発令が早い情

報で避難体制を確立し、避難のタイミングを判断する必要がある。

|  |
| --- |
| レベル３　警戒体制 |

・　避難場所へ避難する準備を行う。　　　　大型台風

・　要配慮者の避難誘導を開始する。

　　　　 ↓

|  |
| --- |
| レベル４　非常体制 |

・　施設内全体の避難誘導を開始する。

４

|  |
| --- |
| 様式２ |

津波到達時間が短い場合

４　防災体制

　　防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定めた統括責

　任者のもと、総括・情報班、避難誘導班が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

|  |
| --- |
| 活動内容 |

|  |
| --- |
| 対応班（要員） |

|  |
| --- |
| 体　制 |

|  |
| --- |
| 体制確立の判断時期 |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

注意体制確立

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

警戒体制確立

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

非常体制確立

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
| 注意体制 |

※　判断時期は、気象情報及び避難情報等をもとに設定する。

　　津波の場合では、避難情報等は、必ずしも発令されない場合があるので地震の大きさ等に

より自主的な判断に基づき体制を確立することも必要である。

・　災害モードへ気持ちを切り替える。

・　気象情報等の収集を行う。

↓

|  |
| --- |
| 警戒体制 |

・　避難場所へ避難する準備を行う。

　　　　 ↓

|  |
| --- |
| 非常体制 |

・　避難誘導を開始する。

５

|  |
| --- |
| 様式２ |

津波到達時間が長い場合

４　防災体制

　　防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定めた統括責

　任者のもと、総括・情報班、避難誘導班が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

|  |
| --- |
| 活動内容 |

|  |
| --- |
| 対応班（要員） |

|  |
| --- |
| 体　制 |

|  |
| --- |
| 体制確立の判断時期 |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

注意体制確立

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

警戒体制確立

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

非常体制確立

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
| 注意体制 |

※　判断時期は、気象情報及び避難情報等をもとに設定する。

　　津波の場合では、避難情報等は、必ずしも発令されない場合があるので地震の大きさ等に

より自主的な判断に基づき体制を確立することも必要である。

・　災害モードへ気持ちを切り替える。

・　気象情報等の収集を行う。

↓

|  |
| --- |
| 警戒体制 |

・　避難場所へ避難する準備を行う。

・　要配慮者の避難誘導を開始する。

　　　　 ↓

|  |
| --- |
| 非常体制 |

・　施設内全体の避難誘導を開始する。

６

|  |
| --- |
| 様式２ |

土砂災害

４　防災体制

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

|  |
| --- |
| 活動内容 |

|  |
| --- |
| 対応班（要員） |

|  |
| --- |
| 体　制 |

|  |
| --- |
| 体制確立の判断時期 |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

レベル２　注意体制確立

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

レベル３　警戒体制確立

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

レベル４　非常体制確立

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
| レベル２　注意体制 |

※　判断時期は、気象情報、土砂災害警戒情報及び避難情報等をもとに設定する。

　　雨の降り方や土砂災害の前兆現象等により自主的な判断に基づき体制を確立することも

必要である。

・　災害モードへ気持ちを切り替える。

・　気象情報等の収集を行う。

↓

※　浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重複する地域では、避難情報等の発表・発令が早い情

報で避難体制を確立し、避難のタイミングを判断する必要がある。

|  |
| --- |
| レベル３　警戒体制 |

・　避難場所へ避難する準備を行う。　　　　大型台風

・　要配慮者の避難誘導を開始する。

　　　　 ↓

|  |
| --- |
| レベル４　非常体制 |

・　施設内全体の避難誘導を開始する。

７

|  |
| --- |
| 様式３ |

５　情報収集・伝達

(1)　情報収集

　　 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 収集する情報 | 情報の例示 | 収集方法 |
| 防災気象情報 | 気象情報、津波情報 |  |
| 洪水予報、水位到達情報 |  |
| 土砂災害警戒情報 |  |
| 高齢者等避難、避難指示 |  |
| その他 | 施設周辺の浸水状況 |  |
| 排水施設の稼働状況 |  |
| 施設周辺における土砂災害の前兆現象 |  |

※　停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話等を活用して情報収集を行う。

これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

※　提供される情報に加え、雨の降り方や施設周辺に危険な状況が迫っていないかを施設内から確

認を行う。

(2)　情報伝達

　 ①　「施設内緊急連絡網」に基づき、電話・メール等を用いて体制の確立状況や気象情報等を施

設内関係者間で情報の共有を図る。

　　②　高原町役場への連絡先は、「総務課危機管理係」（４２－２１１２）とする。

８

|  |
| --- |
| 様式４ |

６　避難誘導

(1)　避難場所、移動距離及び手段

　　 浸水深が大きく、施設全体が浸水するおそれがある場合、浸水継続時間が長く、長期的に孤

　 立するおそれがある場合、家屋倒壊等氾濫想定区域に位置する場合は立退き避難（水平避難）

する。関連施設等への避難も選択肢の一つである。利用者に合わせて移動手段に配慮する。避

難場所への立退き避難（水平避難）が危険な場合は、近隣の安全な場所や建物のより安全な部

屋等へ移動する。

ア　立退き避難（水平避難）を行う場合

　　立退き避難（水平避難）の場合の避難場所１（浸水想定区域外の関連施設等）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 避難場所名称 | 移動距離 | 移動手段 | | |
| 徒歩 | 自転車 | 車両 |
| 施設名（洪水） |  | ｍ | □ | □ | □　４台 |
| 施設名（内水） |  | ｍ | □ | □ | □　４台 |
| 施設名（高潮） |  | ｍ | □ | □ | □　４台 |
| 施設名（津波） |  | ｍ | □ | □ | □　４台 |
| 施設名（土砂災害） |  | ｍ | □ | □ | □　４台 |

　　立退き避難（水平避難）の場合の避難場所２（指定緊急避難場所）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 避難場所名称 | 移動距離 | 移動手段 | | |
| 徒歩 | 自転車 | 車両 |
| 施設名（洪水） |  | ｍ | □ | □ | □　４台 |
| 施設名（内水） |  | ｍ | □ | □ | □　４台 |
| 施設名（高潮） |  | ｍ | □ | □ | □　４台 |
| 施設名（津波） |  | ｍ | □ | □ | □　４台 |
| 施設名（土砂災害） |  | ｍ | □ | □ | □　４台 |

イ　屋内安全確保（垂直避難）を行う場合

　　屋内安全確保（垂直避難）の場合

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 施設名称 | 避難階 | 移動手段 |
| 屋内安全確保（洪水） |  |  |  |
| 屋内安全確保（内水） |  |  |  |
| 屋内安全確保（高潮） |  |  |  |
| 屋内安全確保（津波） |  |  |  |
| 施設名（土砂災害） |  |  |  |

ウ　近隣の安全な場所

　　立退き避難（水平避難）、屋内安全確保（垂直避難）が困難な場合、近隣の安全な場所

「　　　　　　」に避難するものとする。

(2)　避難経路

　　 避難場所までの避難経路は、【施設周辺の避難地図】のとおりとする。

　　避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものと

する。

９

|  |
| --- |
| 様式５ |

７　避難の確保を図るための施設の整備

　　情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材一覧

（例）」に示すとおりである。

　これらの資器材については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧（例）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 備　蓄　品 |
| 情報収集・伝達 |  |
| 避難誘導 |  |
| 施設内の一時避難 |  |
| 衛生器具 |  |
| 医薬品 |  |
| その他 |  |

９

８　防災教育及び訓練の実施

(1)　毎年　月に、新規採用の施設職員を対象に研修を実施する。

(2)　毎年　月に、全施設職員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

(3)　その他、年間の教育及び訓練計画を毎年　月に作成する。

１０

|  |
| --- |
| 様式６ |

９　自衛水防組織の業務に関する事項

(1)　別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。

(2)　自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

　 ①　毎年　月に、新規の自衛水防組織の構成員を対象に研修を実施する。

　 ②　毎年　月に、自衛水防組織の構成員を対象に避難誘導・情報伝達等に関する訓練を実施す

る。

(3)　自衛水防組織の報告

　　 自衛水防組織を変更したときは、水防法第１５条の３第７項に基づき、遅滞なく、当該計画を

高原町長へ報告する。

１１

|  |
| --- |
| 様式７ |

１０　防災教育及び訓練の年間計画

避難確保計画の作成＝防災体制の確立

施設職員への防災教育

〇　避難確保計画の情報共有

〇　過去の被災経験や災害に対する知恵の伝承

　等

　　月　　日

幼児・児童・生徒への防災教育

〇　水害・土砂災害の危険性や避難場所の確認

〇　緊急時の対応等に関する保護者・家族等へ

の説明　等

　　月　　日

　　通所部門

情報伝達訓練

〇　施設職員の緊急連絡網の試行

〇　保護者・家族等への情報伝達手段（メール・電話等）の確認、情報伝達の試行　等

　　月　　日

保護者・家族等への引き渡し訓練

〇　施設職員の緊急連絡網の試行

〇　連絡後、全幼児・児童・生徒を保護者・家

族等に引き渡すまでに係る時間の計測　等

　　月　　日

　　入所部門

情報伝達訓練

〇　施設職員の緊急連絡網の試行

〇　保護者・家族等への情報伝達手段（メー

ル・電話等）の確認、情報伝達の試行　等

　　月　　日

施設職員の非常参集訓練

〇　施設職員の緊急連絡網の試行

〇　連絡後、施設職員の参集にかかる時間の計

測　等

　　月　　日

避難訓練

〇　防災体制と役割分担の確認、試行

〇　施設から避難場所までの移動にかかる時間

の計測　等

　　月　　日

避難確保計画の更新

〇　避難訓練の実施に基づき、必要に応じ避難

確保計画を見直します。

　　月　　日

１２

|  |
| --- |
| 様式８ |

既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

１１　利用者緊急連絡先一覧表

１３

|  |
| --- |
| 様式９ |

既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

１２　緊急連絡網

|  |
| --- |
| 様式10 |

既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

１３　外部機関等の緊急連絡先一覧表

１４

|  |
| --- |
| 様式11 |

既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

１４　対応別避難誘導一覧表

１５

|  |
| --- |
| 様式12 |

１５　防災体制一覧表

管理権限者（　　　　　　　　　）（代行者　　　　　　　　　　）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報収集伝達要員 | 担当者 | 役　割 |
| 班長（　　　　　　）  班員（　　）名  ・　○○　○○  ・　○○　○○ | □　洪水予報等の情報収集  □　情報内容の記録  □　館内放送等による情報伝達  □　関係者及び関係機関との連絡 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 避難誘導要員 | 担当者 | 役　割 |
| 班長（　　　　　　）  班員（　　）名  ・　○○　○○  ・　○○　○○ | □　避難誘導の実施  □　未避難者、要救助者の確認 |

１６

|  |
| --- |
| 別添 |

自衛水防組織活動要領

（自衛水防組織の編成）

第１条　管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保する

ため、自衛水防組織を編成するものとする。

２　自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1)　統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織

　 を統括する。

(2)　統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限

　 を有する。

３　管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行す

　るために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

４　自衛水防組織に、班を置く。

(1)　班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2)　各班の任務は、別表１に掲げる任務とする。

(3)　災害時には、防災対策室（　　会議室）を自衛水防組織の活動拠点とする。

（自衛水防組織の運用）

第２条　管理権限者は、施設職員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員

の確保及び施設職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

２　特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日、夜間に在館する施設職

　員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の施

　設職員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

３　管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や施設職員等の非常参集計画を定めるも

　のとする。

（自衛水防組織の装備）

第３条　管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努

めなければならない。

(1)　自衛水防組織の装備品は、別表２「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(2)　自衛水防組織の装備品については、適正な保管に努めるとともに、定期的な点検を行い、

　　常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第４条　自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動等を行う

ものとする。

付則

　　この要綱は、令和　　年　　月　　日から施行する。

１７

|  |
| --- |
| 別表１ |

自衛水防組織の編成と任務

統括管理者（　　　　　　　　　）（代行者　　　　　　　　　　）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 総括・情報班 | 担当者 | 役　割 |
| 班長（　　　　　　）  班員（　）名  ・  ・ | □　状況の把握  □　洪水予報等の情報の収集  □　情報内容の記録  □　館内放送等による情報伝達  □　関係者及び関係機関との連絡 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 避難誘導班 | 担当者 | 役　割 |
| 班長（　　　　　　）  班員（　）名  ・  ・ | □　避難誘導の実施  □　未避難者、要救助者の確認 |

|  |
| --- |
| 別表２ |

自衛水防組織装備品リスト

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 装備品 |
| 総括・情報班  避難誘導班 | 名簿（施設職員、幼児・児童・生徒等）  様式５「避難確保資器材一覧（例）」に掲げるもの。 |

１８

|  |
| --- |
| 別紙 |

【施設周辺の避難地図】

　洪水時の避難場所、避難経路は以下のものとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 立退き避難 | | 屋内安全確保 |
| 避難場所１ | 避難場所２ |
| 洪　水 |  |  |  |
| 内　水 |  |  |  |
| 高　潮 |  |  |  |
| 津　波 |  |  |  |
| 土　砂 |  |  |  |

※　施設の位置、避難場所の位置、避難経路、移動手段（徒歩・自動車等）を記載

　　避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものと

　する。

１９

|  |
| --- |
| 様式 |

医療施設避難確保計画

対象災害：水害（洪水）

【施設名：　　　　　　　　】

令和　　年　　月　作成

※　様式２は、対象となる災害のみを記入してください。

※　自衛水防組織を設置する場合と設置しない場合があるので、目次を参考に作成してください。

※　記入が終わったら、不要な行を削除してください。

様式編　目次

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 項　目 | 様式等 | ページ |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

|  |
| --- |
| 様式１ |

１　計画の目的

　　この計画は、本施設の患者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

　　また、作成した避難確保計画に基づいて安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教

育や訓練を行い、施設の職員や患者に対して洪水に関する知識を深めるとともに、訓練等を通し

て課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。

２　計画の報告

　　計画を作成または必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を高原町長へ報

告する。

３　計画の適用範囲

　　この計画は、本施設に勤務または利用するもの全ての者に適用するものとする。

施設の状況

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平　日 | | 休　日 | |
| 患　者 | 施設職員 | 患　者 | 施設職員 |
| 昼　間 | 約　　名 | 約　　名 | 約　　名 | 約　　名 |
| 夜　間 | 約　　名 | 約　　名 | 約　　名 | 約　　名 |

　　　　　　　　　※　利用者は、最大の利用者数を記載（おおよその利用者数でもよい。）

　　　　　　　　　※　昼間は、通院（所）部門と入院（所）部門の合計人数を記載

　　　　　　　　　※　夜間は、入院（所）部門の人数を記載

●　計画の見直し

　　避難訓練の結果や社会情勢の変化にともない定期的に見直すものとする。

●　事前休業の判断について

　　大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画運休が予定されている場合、通院（所）

部門は、臨時休業を判断する。または、午前　時の時点で、全県下または「　　　」に以下のいず

れかが発表されている場合は、通院（所）部門を臨時休業とする。

１

|  |
| --- |
| 様式２ |

洪　水

４　防災体制

　　防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定めた統括責

　任者のもと、総括・情報班、避難誘導班が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

|  |
| --- |
| 活動内容 |

|  |
| --- |
| 対応班（要員） |

|  |
| --- |
| 体　制 |

|  |
| --- |
| 体制確立の判断時期 |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

レベル２　注意体制確立

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

レベル３　警戒体制確立

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

レベル４　非常体制確立

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
| レベル２　注意体制 |

※　判断時期は、気象情報、洪水警報及び避難情報等をもとに設定する。

　　避難情報等は、必ずしも発令されない場合があるので雨の降り方等により自主的な判断に

基づき体制を確立することも必要である。

・　災害モードへ気持ちを切り替える。

・　気象情報等の収集を行う。

↓

※　浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重複する地域では、避難情報等の発表・発令が早い情

報で避難体制を確立し、避難のタイミングを判断する必要がある。

|  |
| --- |
| レベル３　警戒体制 |

・　避難場所へ避難する準備を行う。　　　　大型台風

・　要配慮者の避難誘導を開始する。

　　　　 ↓

|  |
| --- |
| レベル４　非常体制 |

・　施設内全体の避難誘導を開始する。

２

|  |
| --- |
| 様式２ |

内　水

４　防災体制

　　防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定めた統括責

　任者のもと、総括・情報班、避難誘導班が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

|  |
| --- |
| 活動内容 |

|  |
| --- |
| 対応班（要員） |

|  |
| --- |
| 体　制 |

|  |
| --- |
| 体制確立の判断時期 |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

レベル２　注意体制確立

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

レベル３　警戒体制確立

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

レベル４　非常体制確立

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
| レベル２　注意体制 |

※　判断時期は、気象情報、水位到達情報及び避難情報等をもとに設定する。

　　避難情報等は、必ずしも発令されない場合があるので雨の降り方等により自主的な判断に

基づき体制を確立することも必要である。

・　災害モードへ気持ちを切り替える。

・　気象情報等の収集を行う。

↓

※　浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重複する地域では、避難情報等の発表・発令が早い情

報で避難体制を確立し、避難のタイミングを判断する必要がある。

|  |
| --- |
| レベル３　警戒体制 |

・　避難場所へ避難する準備を行う。　　　　大型台風

　　　　 ↓

|  |
| --- |
| レベル４　非常体制 |

・　避難誘導を開始する。

３

|  |
| --- |
| 様式２ |

高　潮

４　防災体制

　　防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定めた統括責

　任者のもと、総括・情報班、避難誘導班が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

|  |
| --- |
| 活動内容 |

|  |
| --- |
| 対応班（要員） |

|  |
| --- |
| 体　制 |

|  |
| --- |
| 体制確立の判断時期 |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

レベル２　注意体制確立

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

レベル３　警戒体制確立

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

レベル４　非常体制確立

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
| レベル２　注意体制 |

※　判断時期は、気象情報、水位到達情報及び避難情報等をもとに設定する。

　　避難情報等は、必ずしも発令されない場合があるので台風の進路等により自主的な判断に

基づき体制を確立することも必要である。

・　災害モードへ気持ちを切り替える。

・　気象情報等の収集を行う。

↓

※　浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重複する地域では、避難情報等の発表・発令が早い情

報で避難体制を確立し、避難のタイミングを判断する必要がある。

|  |
| --- |
| レベル３　警戒体制 |

・　避難場所へ避難する準備を行う。　　　　大型台風

・　要配慮者の避難誘導を開始する。

　　　　 ↓

|  |
| --- |
| レベル４　非常体制 |

・　施設内全体の避難誘導を開始する。

４

|  |
| --- |
| 様式２ |

津波到達時間が短い場合

４　防災体制

　　防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定めた統括責

　任者のもと、総括・情報班、避難誘導班が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

|  |
| --- |
| 活動内容 |

|  |
| --- |
| 対応班（要員） |

|  |
| --- |
| 体　制 |

|  |
| --- |
| 体制確立の判断時期 |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

注意体制確立

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

警戒体制確立

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

非常体制確立

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
| 注意体制 |

※　判断時期は、気象情報及び避難情報等をもとに設定する。

　　津波の場合では、避難情報等は、必ずしも発令されない場合があるので地震の大きさ等に

より自主的な判断に基づき体制を確立することも必要である。

・　災害モードへ気持ちを切り替える。

・　気象情報等の収集を行う。

↓

|  |
| --- |
| 警戒体制 |

・　避難場所へ避難する準備を行う。

　　　　 ↓

|  |
| --- |
| 非常体制 |

・　避難誘導を開始する。

５

|  |
| --- |
| 様式２ |

津波到達時間が長い場合

４　防災体制

　　防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定めた統括責

　任者のもと、総括・情報班、避難誘導班が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

|  |
| --- |
| 活動内容 |

|  |
| --- |
| 対応班（要員） |

|  |
| --- |
| 体　制 |

|  |
| --- |
| 体制確立の判断時期 |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

注意体制確立

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

警戒体制確立

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

非常体制確立

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
| 注意体制 |

※　判断時期は、気象情報及び避難情報等をもとに設定する。

　　津波の場合では、避難情報等は、必ずしも発令されない場合があるので地震の大きさ等に

より自主的な判断に基づき体制を確立することも必要である。

・　災害モードへ気持ちを切り替える。

・　気象情報等の収集を行う。

↓

|  |
| --- |
| 警戒体制 |

・　避難場所へ避難する準備を行う。

・　要配慮者の避難誘導を開始する。

　　　　 ↓

|  |
| --- |
| 非常体制 |

・　施設内全体の避難誘導を開始する。

６

|  |
| --- |
| 様式２ |

土砂災害

４　防災体制

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

|  |
| --- |
| 活動内容 |

|  |
| --- |
| 対応班（要員） |

|  |
| --- |
| 体　制 |

|  |
| --- |
| 体制確立の判断時期 |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

レベル２　注意体制確立

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

レベル３　警戒体制確立

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

レベル４　非常体制確立

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
| レベル２　注意体制 |

※　判断時期は、気象情報、土砂災害警戒情報及び避難情報等をもとに設定する。

　　雨の降り方や土砂災害の前兆現象等により自主的な判断に基づき体制を確立することも

必要である。

・　災害モードへ気持ちを切り替える。

・　気象情報等の収集を行う。

↓

※　浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重複する地域では、避難情報等の発表・発令が早い情

報で避難体制を確立し、避難のタイミングを判断する必要がある。

|  |
| --- |
| レベル３　警戒体制 |

・　避難場所へ避難する準備を行う。　　　　大型台風

・　要配慮者の避難誘導を開始する。

　　　　 ↓

|  |
| --- |
| レベル４　非常体制 |

・　施設内全体の避難誘導を開始する。

７

|  |
| --- |
| 様式３ |

５　情報収集・伝達

(1)　情報収集

　　 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 収集する情報 | 情報の例示 | 収集方法 |
| 防災気象情報 | 気象情報、津波情報 |  |
| 洪水予報、水位到達情報 |  |
| 土砂災害警戒情報 |  |
| 高齢者等避難、避難指示 |  |
| その他 | 施設周辺の浸水状況 |  |
| 排水施設の稼働状況 |  |
| 施設周辺における土砂災害の前兆現象 |  |

※　停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話等を活用して情報収集を行う。

これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

※　提供される情報に加え、雨の降り方や施設周辺に危険な状況が迫っていないかを施設内から確認

を行う。

(2)　情報伝達

　 ①　「施設内緊急連絡網」に基づき、電話・メール等を用いて体制の確立状況や気象情報等を施

設内関係者間で情報の共有を図る。

　　②　高原町役場への連絡先は、「総務課危機管理係」（４２－２１１２）とする。

８

|  |
| --- |
| 様式４ |

６　避難誘導

(1)　避難場所、移動距離及び手段

　　　浸水深が大きく、施設全体が浸水するおそれがある場合、浸水継続時間が長く、長期的に孤

　 立するおそれがある場合、家屋倒壊等氾濫想定区域に位置する場合は立退き避難（水平避難）

する。関連施設等への避難も選択肢の一つである。利用者に合わせて移動手段に配慮する。避

難場所への立退き避難（水平避難）が危険な場合は、近隣の安全な場所や建物のより安全な部

屋等へ移動する。

ア　立退き避難（水平避難）を行う場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 避難場所名称 | 移動距離 | 移動手段 | |
| 徒歩 | 車両 |
| 施設名（洪水） |  | ｍ | □ | □　　台 |
| 施設名（内水） |  | ｍ | □ | □　　台 |
| 施設名（高潮） |  | ｍ | □ | □　　台 |
| 施設名（津波） |  | ｍ | □ | □　　台 |
| 施設名（土砂災害） |  | ｍ | □ | □　　台 |

　　立退き避難（水平避難）の場合の避難場所１（浸水想定区域外の関連施設等）

　　立退き避難（水平避難）の場合の避難場所２（指定緊急避難場所）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 避難場所名称 | 移動距離 | 移動手段 | |
| 徒歩 | 車両 |
| 施設名（洪水） |  | ｍ | □ | □　　台 |
| 施設名（内水） |  | ｍ | □ | □　　台 |
| 施設名（高潮） |  | ｍ | □ | □　　台 |
| 施設名（津波） |  | ｍ | □ | □　　台 |
| 施設名（土砂災害） |  | ｍ | □ | □　　台 |

イ　屋内安全確保（垂直避難）を行う場合

　　屋内安全確保（垂直避難）の場合

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 施設名称 | 避難階 | 移動手段 |
| 屋内安全確保（洪水） |  | 階 |  |
| 屋内安全確保（内水） |  | 階 |  |
| 屋内安全確保（高潮） |  | 階 |  |
| 屋内安全確保（津波） |  | 階 |  |
| 施設名（土砂災害） |  | 階 |  |

ウ　近隣の安全な場所

　　立退き避難（水平避難）、屋内安全確保（垂直避難）が困難な場合、近隣の安全な場所

「　　　　　　」に避難するものとする。

(2)　避難経路

　　 避難場所までの避難経路は、【施設周辺の避難地図】のとおりとする。

　　避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものと

する。

９

|  |
| --- |
| 様式５ |

７　避難の確保を図るための施設の整備

　　情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材一覧

（例）」に示すとおりである。

　これらの資器材については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧（例）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 備　蓄　品 |
| 情報収集・伝達 |  |
| 避難誘導 |  |
| 施設内の一時避難 |  |
| 衛生器具 |  |
| 医薬品 |  |
| その他 |  |

９

８　防災教育及び訓練の実施

(1)　毎年　月に、新規採用の施設職員を対象に研修を実施する。

(2)　毎年　月に、全施設職員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

(3)　その他、年間の教育及び訓練計画を毎年　月に作成する。

１０

|  |
| --- |
| 様式６ |

９　自衛水防組織の業務に関する事項

(1)　別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。

(2)　自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

　 ①　毎年　月に、新規の自衛水防組織の構成員を対象に研修を実施する。

　 ②　毎年　月に、自衛水防組織の構成員を対象に避難誘導・情報伝達等に関する訓練を実施す

る。

(3)　自衛水防組織の報告

　　 自衛水防組織を変更したときは、水防法第１５条の３第７項に基づき、遅滞なく、当該計画を

高原町長へ報告する。

１１

|  |
| --- |
| 様式７ |

１０　防災教育及び訓練の年間計画

避難確保計画の作成＝防災体制の確立

施設職員への防災教育

〇　避難確保計画の情報共有

〇　過去の被災経験や災害に対する知恵の伝承

　等

　　月　　日

患者への防災教育

〇　水害・土砂災害の危険性や避難場所の確認

〇　緊急時の対応等に関する保護者・家族等へ

の説明　等

　　月　　日

　　通所部門

情報伝達訓練

〇　施設職員の緊急連絡網の試行

〇　保護者・家族等への情報伝達手段（メール・電話等）の確認、情報伝達の試行　等

　　月　　日

保護者・家族等への引き渡し訓練

〇　施設職員の緊急連絡網の試行

〇　連絡後、全患者を保護者・家族等に引き渡

すまでに係る時間の計測　等

　　月　　日

　　入所部門

情報伝達訓練

〇　施設職員の緊急連絡網の試行

〇　保護者・家族等への情報伝達手段（メー

ル・電話等）の確認、情報伝達の試行　等

　　月　　日

施設職員の非常参集訓練

〇　施設職員の緊急連絡網の試行

〇　連絡後、施設職員の参集にかかる時間の計

測　等

　　月　　日

避難訓練

〇　防災体制と役割分担の確認、試行

〇　施設から避難場所までの移動にかかる時間

の計測　等

　　月　　日

避難確保計画の更新

〇　避難訓練の実施に基づき、必要に応じ避難

確保計画を見直します。

　　月　　日

１２

|  |
| --- |
| 様式８ |

既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

名簿を作成することが困難な場合は、カルテ等を用いてもよい。

１１　利用者緊急連絡先一覧表

１３

|  |
| --- |
| 様式９ |

既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

１２　緊急連絡網

|  |
| --- |
| 様式10 |

既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

１３　外部機関等の緊急連絡先一覧表

１４

|  |
| --- |
| 様式11 |

既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

名簿を作成することが困難な場合は、カルテ等を用いてもよい。

１４　対応別避難誘導一覧表

１５

|  |
| --- |
| 様式12 |

１５　防災体制一覧表

管理権限者（　　　　　　　　　）（代行者　　　　　　　　　　）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報収集伝達要員 | 担当者 | 役　割 |
| 班長（　　　　　　）  班員（　　）名  ・　○○　○○  ・　○○　○○ | □　洪水予報等の情報収集  □　情報内容の記録  □　館内放送等による情報伝達  □　関係者及び関係機関との連絡 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 避難誘導要員 | 担当者 | 役　割 |
| 班長（　　　　　　）  班員（　　）名  ・　○○　○○  ・　○○　○○ | □　避難誘導の実施  □　未避難者、要救助者の確認 |

１６

|  |
| --- |
| 別添 |

自衛水防組織活動要領

（自衛水防組織の編成）

第１条　管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保する

ため、自衛水防組織を編成するものとする。

２　自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1)　統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織

　 を統括する。

(2)　統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限

　 を有する。

３　管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行す

　るために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

４　自衛水防組織に、班を置く。

(1)　班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2)　各班の任務は、別表１に掲げる任務とする。

(3)　災害時には、防災対策室（　　会議室）を自衛水防組織の活動拠点とする。

（自衛水防組織の運用）

第２条　管理権限者は、施設職員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員

の確保及び施設職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

２　特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日、夜間に在館する施設職

　員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の施

　設職員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

３　管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や施設職員等の非常参集計画を定めるも

　のとする。

（自衛水防組織の装備）

第３条　管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努

めなければならない。

(1)　自衛水防組織の装備品は、別表２「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(2)　自衛水防組織の装備品については、適正な保管に努めるとともに、定期的な点検を行い、

　　常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第４条　自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動等を行う

ものとする。

付則

　　この要綱は、令和　　年　　月　　日から施行する。

１７

|  |
| --- |
| 別表１ |

自衛水防組織の編成と任務

統括管理者（　　　　　　　　　）（代行者　　　　　　　　　　）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 総括・情報班 | 担当者 | 役　割 |
| 班長（　　　　　　）  班員（　）名  ・  ・ | □　状況の把握  □　洪水予報等の情報の収集  □　情報内容の記録  □　館内放送等による情報伝達  □　関係者及び関係機関との連絡 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 避難誘導班 | 担当者 | 役　割 |
| 班長（　　　　　　）  班員（　）名  ・  ・ | □　避難誘導の実施  □　未避難者、要救助者の確認 |

|  |
| --- |
| 別表２ |

自衛水防組織装備品リスト

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 装備品 |
| 総括・情報班  避難誘導班 | 名簿（施設職員、患者等）  様式５「避難確保資器材一覧（例）」に掲げるもの。 |

１８

|  |
| --- |
| 別紙 |

【施設周辺の避難地図】

　洪水時の避難場所、避難経路は以下のものとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 立退き避難 | | 屋内安全確保 |
| 避難場所１ | 避難場所２ |
| 洪　水 |  |  |  |
| 内　水 |  |  |  |
| 高　潮 |  |  |  |
| 津　波 |  |  |  |
| 土　砂 |  |  |  |

※　施設の位置、避難場所の位置、避難経路、移動手段（徒歩・自動車等）を記載

　　避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものと

　する。

１９